

な
ま

泉南清掃事務組合の設置する
ごみ焼却場に関する契約書

泉南清掃事務組合(以下「甲」という。)が別紙添付図面(資料Ⅰ)により、泉南町、南海町及び東鳥取町が昭和44年12月完成を目途として、ごみ焼却場を共同設置することについて、地元泉南町、男里浜町内会(以下「乙」という。)との間に、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、それぞれの関係者を保証人と定め、連署の上、本書四通を作成し、記名捺印のうえ、甲、乙及び南海町、東鳥取町が各一通づつを保有する。

昭和45年10月8日

甲 泉南清掃事務組合

管理者(泉南町長) 上 林 久 雄

乙 泉南町男里浜町内会

代表者 居 村 明

保証人 泉南清掃事務組合

副管理者(南海町長) 土井道夫 

副管理者(東鳥取町長) 井田弥次 

議会議長(南海町) 畑中讓太郎 

署名議員(泉南町) 西尾由太郎 

署名議員(東鳥取町) 井田実 

保証人 泉南町男里浜町内会

代表

1.

2.

3.

4.

5.

6.

7.

8.

9.

10.

11.

12.

13.

石橋香織 

藤原入重子 

金田沢光 

水田友次 

小松伝三 

福田稔 

馬場正文 

柳澤正男 

伊藤秀治 

田村隆平 

緒方清吾 

野田信博 

奥野博文 

(焼却施設の設置に関する基本)

第一条 甲は別紙添付図面(資料Ⅰ)に示す用地内、又は男里浜地区内には絶対に、し尿処理施設等を設置しない。

第二条 甲はごみ焼却施設について別紙添付仕様書(資料Ⅱ)にもとづき忠実にその工事を執行しなければならない。

第三条 甲は別紙添付図面(資料Ⅰ)にある、ごみ焼却施設内の空閑地を別添仕様書(資料Ⅱ)にもとづき公園化すること。

第四条 甲は前条の公園化が万一遅延した場合は、ごみ焼却施設完成時より一年につき金四十万円を乙に支払わなければならない。(44年中に完成しないときのことをいう。)

第五条 甲は、ごみ収集車をすべて有蓋車とすること。

① 第六条 甲は、ごみ焼却施設から排出される灰、その他の廃棄物等を乙に無断で男里浜地区内へ投棄しないこと。

第七条 甲は乙の要求があれば、ごみ焼却場施設内の集会室その

他の厚生福利施設を条例、規則等により無償利用させる
こと。

(公害関係)

第八条 甲はごみ焼却施設の設置については、その施設からの
公害発生は絶無を期さねばならない。

第九条 甲はごみ焼却施設の操業について万一公害が発生した
は発生すると思われる場合、直ちにその施設の操業を中止する
こと。

第十条 甲は前条による公害のため男里浜地区及び男里浜地区
住民が被災した場合は、その被災による損害を甲、乙、協議
の上決定し、補償しなければならない。

(環境の整備)

第十一条 甲は現在男里浜地区内に投棄されているごみ、土砂等
を工事着工時に清掃処分すること。

第十二条 甲は男里浜地区内にある天神の森を町立公園として
整備するよう努力すること。このため甲は早急に設計図面を
作成し乙と協議のうえ、ごみ焼却場設置完了を目途に完成
すること。

第十三条 甲は男里浜地区内に国の基準による保育所(集会施設にも利用できる)を設置すること。

☆S43.12.

このため甲は早急に設計図面を作成し乙と協議のうえ、
ごみ焼却場設置完了を目途に完成すること。

☆2~3年

第十四条 前条の保育所は当分の間乙の自主経営とする。

このため甲はその運営基金等として一時金参百万円を乙に支払う。

第十五条 甲は男里浜地区内の河川、側溝等の排水設備については、
☆、排水の収容等の措置は？

別紙添付図面(資料Ⅳ)により、ごみ焼却場設置完了を目途に完成すること。

☆記入なし。

第十六条 甲は別紙添付図面(資料Ⅳ)にある大里川水門付近に

排水用ポンプ設備を設置するため府及び関係諸機関と協議のうえ早急に完成するよう努力すること

第十七条 甲は男里浜地区内にある道路の整備について別紙添付
☆、三番、一、二番の位置を、市に工事を依頼したい。
図面(資料Ⅳ)によりごみ焼却場設置完了を目途に完成
すること。

☆記入なし。

第十八条 前条の道路整備について甲は別紙図面(資料Ⅳ)に

より歩道、ガードレール、グリーンベルト等を併せてごみ焼却場

設置完了を目途に設置すること。

☆記入なし。

第十九条 甲は男里浜地区内にある主要道路に別紙添付図面

(資料Ⅲ)により防犯兼交通安全のため必要な場所に水銀灯

を、ごみ焼却場設置完了を目途に設置する。

(交通安全の確保)

第二十条 甲はごみ焼却場への搬入路にあたる「うど橋」東詰交差

☆記入なし。

点並びに大里川西詰交差点に別紙添付図面(資料Ⅳ)

により横断歩道及び交通信号灯を設置するよう府その他

関係機関に対し実現について努力すること。

なおその他の交通安全対策についても甲は同様の

考慮を払うこと。

第二十一条 ごみ収集車の男里浜地区内の出入による交通事故の

発生については甲は全責任をもってその損害を補償すること。

第二十二条 ごみ焼却場建設の工事関係者による交通事故等が

発生した場合は甲は乙の要求により関係者が完全補

償するよう仲介すること。

(補則)

第二十三条 ごみ焼却場設置について紛争が生じたときは、甲、乙、双方

で協議のうえ、誠意をもって解決にあたること。

第二十四条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙、双方が協議のうえこれを定めるものとする。

以上